

議案第28号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

新小岩駅南口地区地区計画の変更に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2東京都市計画新小岩駅南口地区地区計画の項中「Ⅱ3(1)(2)(3)」を「Ⅱ3(1)(2)(3)
(4)」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。